

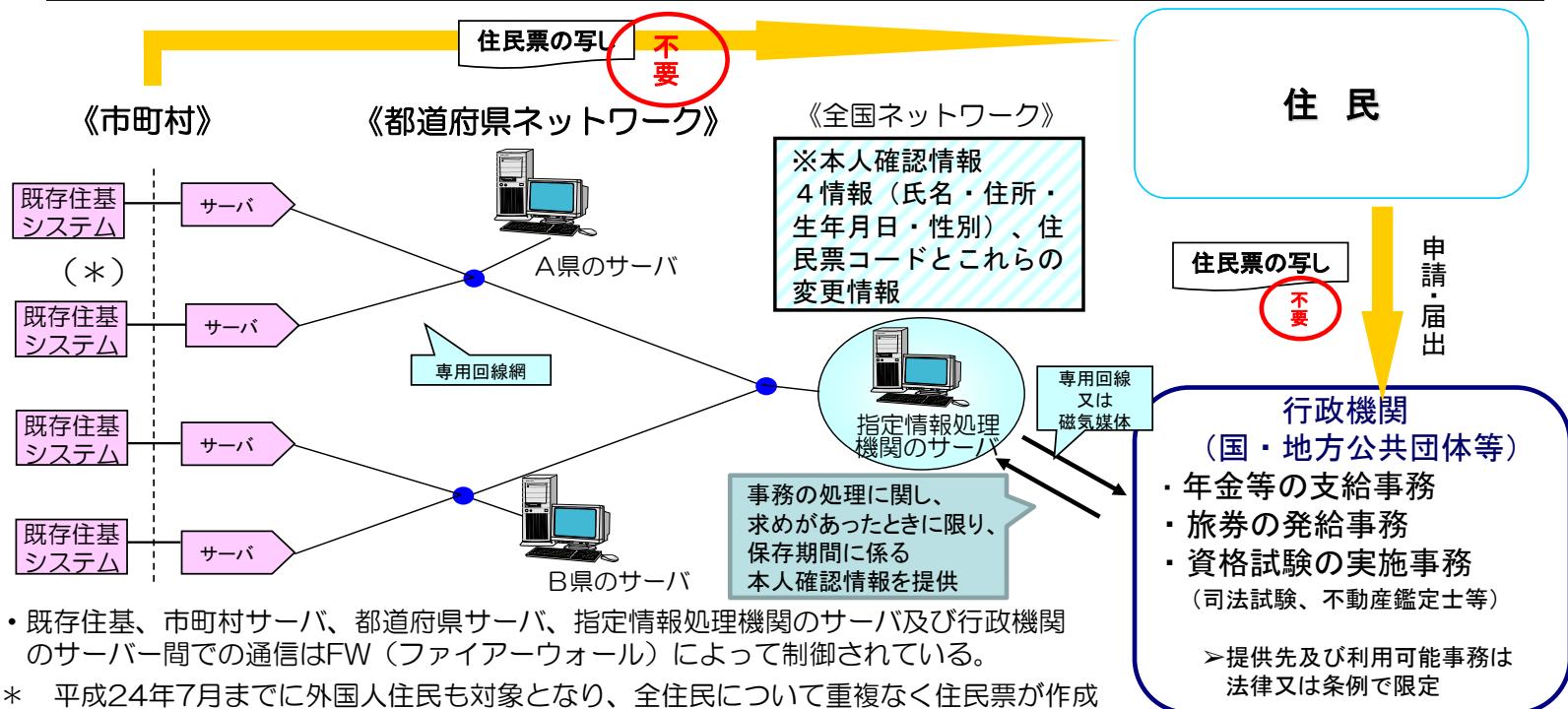
住民基本台帳ネットワークシステム の運用状況等について

総務省自治行政局住民制度課
平成23年3月24日

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県に、都道府県は指定情報処理機関に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の5、第30条の11)
 - 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定(住基法第30条の7、第30条の8)
- ➡ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関のサーバ及び行政機関のサーバー間での通信はFW（ファイアーウォール）によって制御されている。

* 平成24年7月までに外国人住民も対象となり、全住民について重複なく住民票が作成されることとなる。（当該住民票が作成されてから1年以内に住民票に住民票コードが記載され、住基ネットに外国人住民の本人確認情報を送信される。）

個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存
- 照会条件の限定

■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等は使用せず。独自のアプリケーションによる通信

■ 住基カードの個人情報保護措置

- 住基カードは住民の申請により交付
- 住基ネットサービス利用エリア、個人認証サービス利用エリア、市町村独自サービスエリアはそれぞれ独立
- 住民票コードは住基ネットサービスエリア以外では使用禁止

■ その他の措置

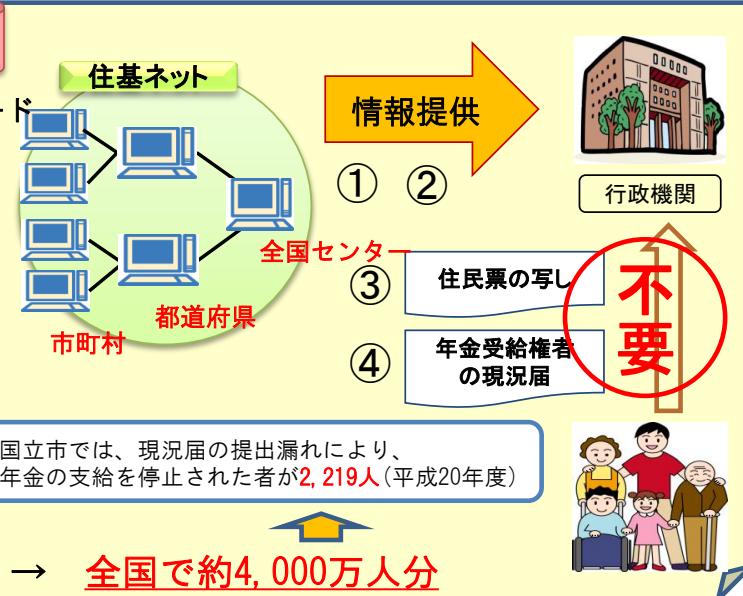
- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・外部監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関個人情報保護法により国の機関等の担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)、不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集した場合(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)に刑罰が加重。

住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認
情報を提供 → 約1億2,000万件
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認
情報を提供 → 約560万件
(パスポートの発給、税務事務など)
- ③ 行政手続における住民票の写しの
添付の省略 → 全国で約510万件
(パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → 全国で約4,000万人分



2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

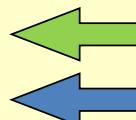
住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への
「転入通知」 年間410万件 (530万人分) をオンライン化



転出地市町村



転入通知

郵送

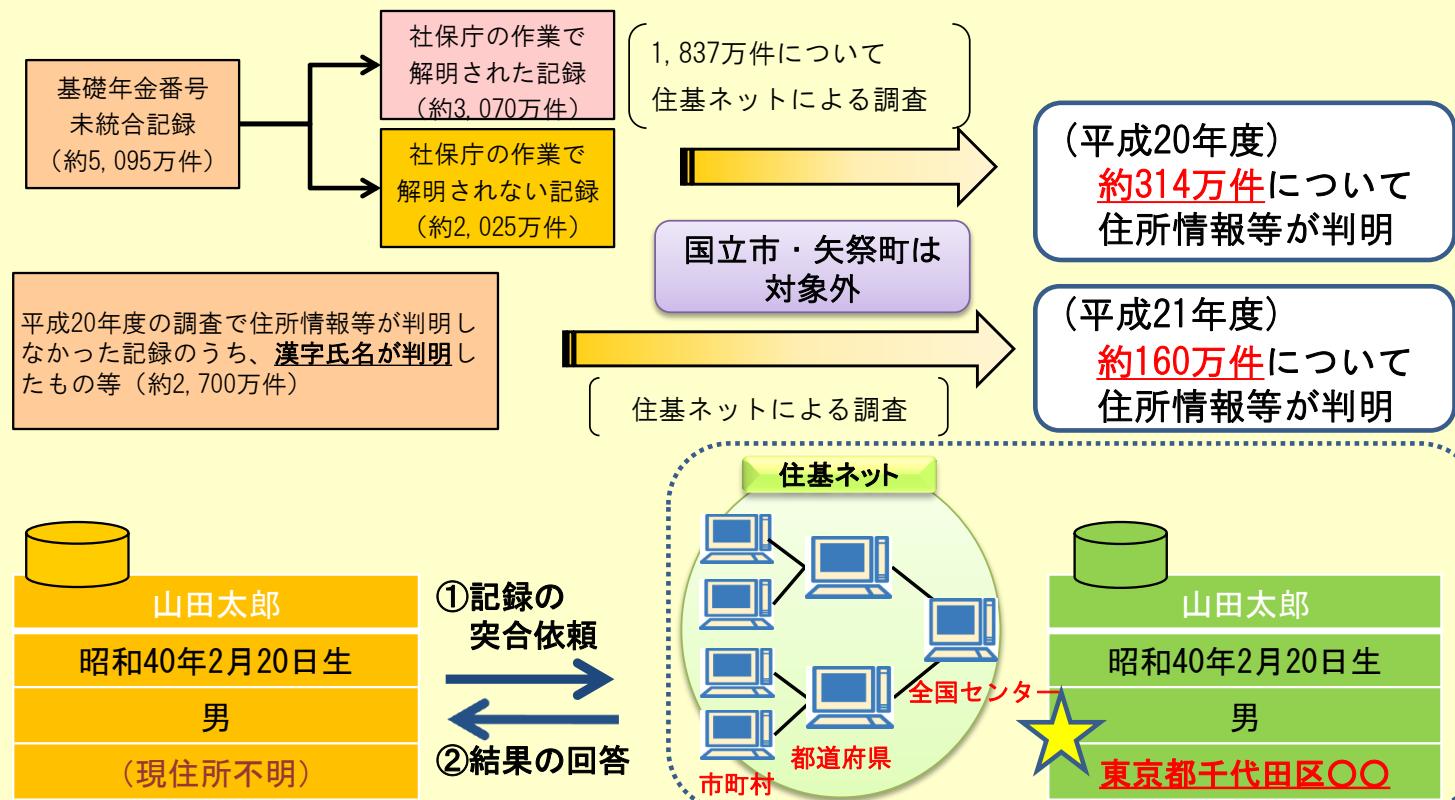
専用回線



転入地市町村

住民基本台帳ネットワークシステムの活用による年金未統合記録の解明 (国の行政機関等への本人確認情報の提供)

日本年金機構（旧社会保険庁）の作業でも解明されなかった
約5,000万件のうち、約500万件が住基ネットの活用により解明



住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成21年7月15日公布)

＜外国人住民関係の改正概要＞

- 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。（施行期日：入管法等改正法の施行日（公布後3年以内の政令で定める日））
 - 〔> 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
 - 〔> 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。

※ 現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布された。

【外国人住民関係の改正内容】

住民票を作成する対象者

- ・中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者 等

住民票の記載事項

- ・氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

法務大臣からの通知

- ・在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

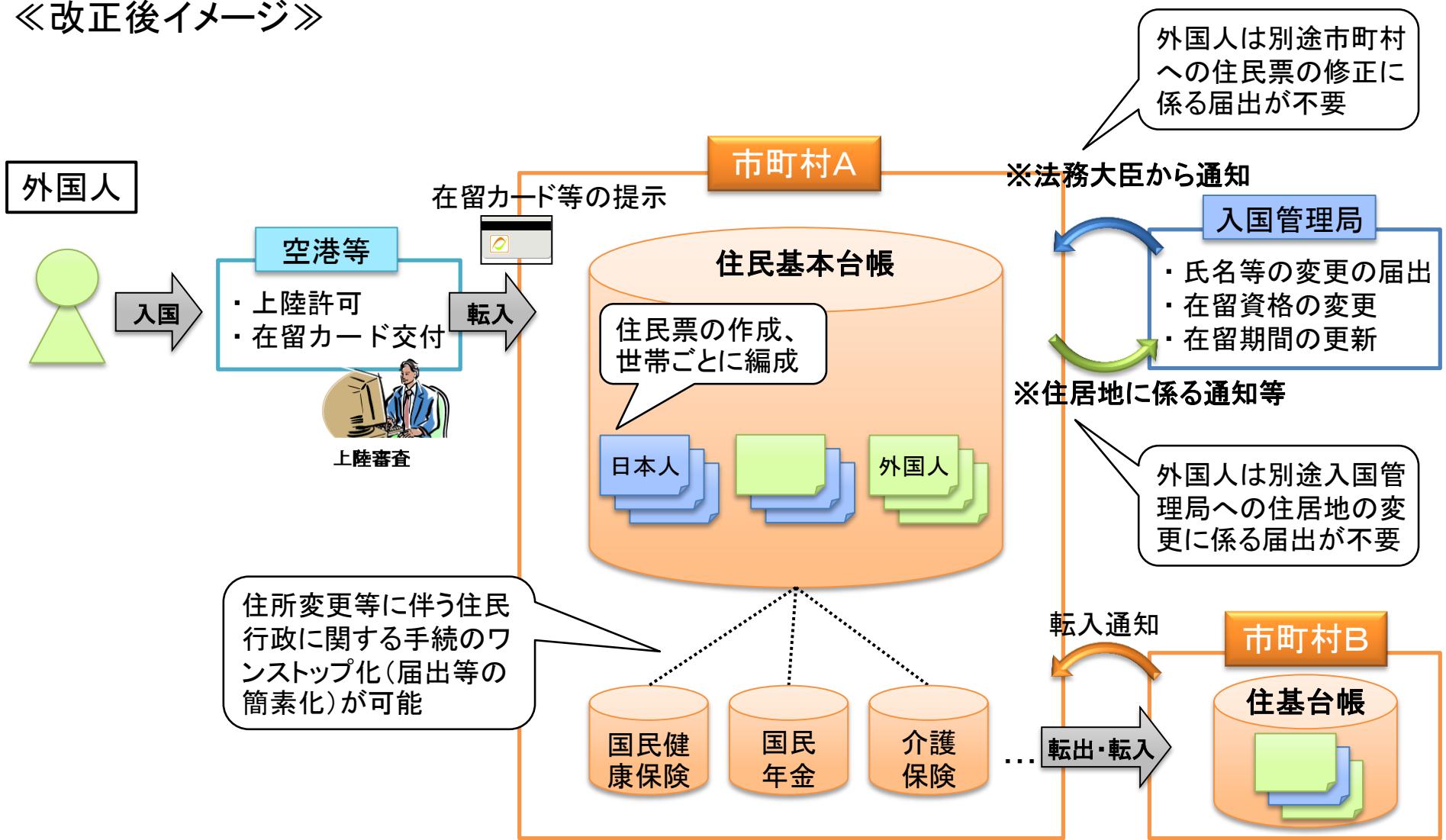
その他

- ・外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
- ・閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

※ 住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードの規定は、施行日からさらに1年以内の政令で定める日まで適用が猶予される。

外国人住民の動きと市町村及び法務省（入管局）との情報の流れ

《改正後イメージ》



住基ネット訴訟の状況

※ 住基ネット関連訴訟59件(原告が住基ネットへの接続の差止め等、住基ネットの違憲性等を争った訴訟)のうち、最高裁係属中の札幌高裁1件を除き、全て行政側勝訴（合憲判決）

■最高裁判決(H20.3.6)

- 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われるものということができる。
- 住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずには正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということはできない。

■最高裁決定(H20.7.8)(高裁判決を維持)(杉並区訴訟)

- 市町村長は、都道府県知事に対し、漏れなく住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法である(東京高裁判決(H19.11.29))。

※ 住基ネット不接続の状態は、次の住基法の規定に違反するもの。

- 本人確認情報の都道府県知事への通知(住基法第30条の5)
「本人確認情報」… 4情報(氏名、住所、生年月日、性別)・住民票コード等
- 転入通知のオンライン送信(住基法第9条第3項)
- 住基カードの交付(法第30条の44) 等

国立市における住民訴訟について①

■平成21年9月29日 国立市の住民が住基ネット切断に伴う違法支出の差し止めと違法支出相当額の補填を国立市長に求める住民監査請求(地方自治法第242条第1項)(※)

※ 国立市は住基ネットに不接続ゆえ、次の違法な支出があるものとして監査請求を実施

- ① パスポート等申請時に住民票の写しを無料交付(住民票の無料交付用の紙代)
- ② 国立市への転入・転出に係る転入通知を紙ベースで行うことで発生する郵送費
- ③ 市でとりまとめた年金受給権者の現況届の日本年金機構への郵送費
- ④ 住基ネットに不接続であることから発生した①から③までの事務に係る人件費
- ⑤ 住民異動データのバックアップをとるためのサポート委託料

■平成21年11月27日 「監査を実施したが、地方自治法第242条第8項に定める監査委員の合議に至らなかつた」旨の監査結果

■平成21年12月22日 国立市の住民が監査結果に不服があるものとして、地方自治法第242条の2に基づき、国立市に対して、違法な公金支出の差止めと国立市長への損害賠償請求を求める住民訴訟を提起。<訴訟で差止めを求めた支出は※(監査請求)と同じ。>

■平成23年2月4日 判決言渡し

<判決概要>

※ 住基ネットに接続しないことは違法であり、住民の利便の増進・行政の合理化という住基ネットの目的達成を妨害するものであり、東京都知事から是正の要求まで受けているのであるから、その瑕疵は重大かつ明白であると判断。

- 1 被告(国立市長)は、判決確定時において支払義務が生じているものを除き、⑤を支出してはならない(242条の2第1項第1号:差止め)
- 2 被告は、関口博(=国立市長)に対し、39万8040円(③及び⑤の監査請求期間内の額)及び年5分の割合による金員を国立市に支払うよう請求せよ(242条の2第1項第4号)
- 3 (1)①・④の差止請求、(2)②・④の額、①・③・⑤の監査請求期間徒過分の額を求める損害賠償請求については却下
- 4 (1)②・③・⑤のうち、債務の履行が必要な部分に関する差止請求、(2)①の監査請求期間内分の額を求める損害賠償請求 については棄却
- 5 訴訟費用は、被告の負担

■平成23年2月16日 国立市側控訴

国立市における住民訴訟について②

【判決理由の概要】

- 1 住基ネットについて一部の市町村の不参加があると、国の機関等を一とする本人確認情報の利用者において、従来のシステムや事務処理を残さざるを得ないことから、行政コストの削減を図るという住基ネットの目的が達成できない。したがって、市町村は都道府県知事に対して、住基ネットに接続する法律上の義務を負う。
- 2 住基ネットへ接続しないままだと違法であり、住民の利便の増進・行政の合理化という住基ネット目的達成を妨害するものであり、東京都知事から是正の要求まで受けているのであるから、その瑕疵は重大かつ明白。
- 3 市町村・都道府県・国の行政機関は、基本的に唯一の立法機関である国会が制定した法律を誠実に執行しなければならず、法執行者としての立場を逸脱した事務処理を行えば法秩序を乱すことは明らかである。
- 4 最高裁判決に照らせば、被告の主張は明らかに理由がないものというべきであり、権利又は利益の侵害のおそれがあることを理由として法執行者が法令に従った行政を行わないことは容認できない。住基法第36条の2に基づき本人確認情報を送信しないことは容認できず、被告の主張は独自の見解であって採用できない。
- 5 本人確認情報の拡大利用に伴う個人の権利又は利益の侵害の可能性等への配慮は、国の行政機関等において十分な対策を講じることによって実現されるべきものである。

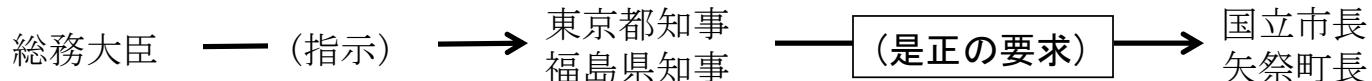
住基ネット不接続団体(東京都国立市、福島県矢祭町)に係る 是正の要求について

＜経緯＞

- 国立市は住民基本台帳ネットワークシステムに不接続状態(H14. 12. 26～)=違法状態
- 東京都知事より是正の勧告を二度実施(H15. 5. 30、H20. 9. 9)
- 国立市議会では「住基ネット接続を求める決議」を採択(H20. 9. 19)
- 矢祭町は住民基本台帳ネットワークシステムに不接続状態(H14. 8. 5～)=違法状態
- 福島県知事より是正の勧告を二度実施(H15. 6. 4、H21. 3. 17)

是正の要求

- 国立市に対して是正の要求を行うよう、総務大臣より東京都知事に対して指示を行い(H21. 2. 13)、国立市に是正の要求がなされた(H21. 2. 16)。
- 矢祭町に対して是正の要求を行うよう、総務大臣より福島県知事に対して指示を行い(H21. 8. 11)、矢祭町に是正の要求がなされた(H21. 8. 12)。



「是正の要求の指示」の要件(地方自治法第245条の5②)

「市町村の事務の処理が、法令の規定に違反していると認めるとき、又は、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」

「是正の要求」の法的効果

- 東京都知事・福島県知事から是正の要求を受けた国立市・矢祭町は、違法を是正するため必要な措置を講ずる義務を負う。

住基ネットに接続しないことにより発生する不利益等

■ 住基ネット不接続により、国立市・矢祭町の住民が便益を享受できていない例

○ 年金の現況届に係る届出書を提出することが必要

→ 現況届の提出漏れにより、支給停止となった年金の受給権者数(平成20年度)

国立市:2,219人(約13%)

矢祭町:94人(約4%)

○ パスポート申請等の手続において住民票の取得・添付が必要

○ 消えた年金の未統合記録のうち全国では約500万件が住基ネットの活用により解明されたが、国立市では解明されず。

○ 住基カードが発行できることにより、公的個人認証における電子証明書を使用した国税の電子申告(e-Tax)による税額控除の機会が奪われている。

■ 行政効率化の阻害

○ 国立市・矢祭町では、住基ネットに接続していれば不要となる場合でも住民票の写しの交付が必要。

○ 国立市・矢祭町では転入通知を紙ベースで処理する必要。

○ 国立市・矢祭町に係る転入通知は、他の市町村でも別途書類による対応が必要。

○ 国等の機関へ提供される本人確認情報には国立市・矢祭町の住民の情報が含まれていないことから、国等の機関は国立市の住民について個別に対応が必要。